

質 問 回 答

平成 26 年 6 月 9 日

「(案件名)ホンジュラス国エル・カホンダム森林保全区域のコミュニティ住民参加型持続的流域管理能力強化プロジェクト(参加型流域管理)」(公示日 : 平成 26 年 5 月 28 日 / 公示番号 : 140399) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	第 2 業務の目的・内容に関する事項 別紙 1 頁	今年度における直営専門家の現地派遣期間(および不在期間)、予定されている JCC、C/P 本邦研修等の重要なイベントがあればご教示いただきたい。	直営専門家の今年度の派遣期間は、4 月 1 日～5 月 5 日、5 月 23 日～3 月 31 日の予定となっています。 また、現在のところ 10 月に JCC を開催する予定です。本邦研修は予定されていません。
2	第 2 業務の目的・内容に関する事項 別紙 4 頁 5. 実施方針及び留意事項 (1) 中南米における参加型流域管理関連案件との連携	既に予定されているパナマ環境庁リソースパーソンのホンジュラスへの訪問があればご教示いただきたい。	今年度中には、2014 年 10 月、2015 年 3 月の 2 回の訪問が予定されています。
3	別紙 5-6 頁 6. 業務の内容 (2) 現地派遣期間	現地傭人を雇用する場合、直営専門家とコンサルタントチームどちらの負担になるか。	直営専門家の現地業務費で支弁します。
4	別紙 5-6 頁 6. 業務の内容 (2) 現地派遣期間 1) (3) 帰国後整理期間 1) 7. 成果品等 (1) 報告書等	「業務計画書」は、正しくは和文のみと理解している。一方で、表には掲げられていないが 本文に指示されている「ワークプラン」(和文・西文)につき、部数をお示し願いたい。また、「専門家業務完了報告書」は、表では和文・西文、文中では和文のみとされているが、いずれが正しいかご教示いただきたい。	「ワークプラン」については、和・西 2 部ずつとなります。 「専門家業務完了報告書」は、和文のみの提出とします。

通番号	当該頁項目	質問	回答
5	別紙 5 頁 6.業務の内容 (2)現地派遣期間 2)参加型流域管理の概念整理および現場への反映	現地で開催する会議に関連した支出は、直営専門家とコンサルタントチームどちらの負担になるか。	直営専門家の負担となります。
6-1	別紙 5 頁 6.業務の内容 (2)現地派遣期間 3)普及戦略を考慮したパイロット活動の実施	コンサルタントチームが「パイロット活動の支援」を行うに当たり、直営技プロ側の予算について、すでに決まった条件があればお示しいただきたい。	パイロット村落として 10 か所が選定されており、そのうち 9 か所ですでに活動が開始されています。
6-2		パイロット活動における、C/P・直営専門家とコンサルタントチームとの活動内容のデマケについて、既に決まったものがあればお示しいただきたい。	コンサルタントは、C/P が実施するパイロット活動がより効果的に実施されるよう、計画や内容の見直しと助言をしていただきます。さらに昨年度と今年度を実施したパイロット活動の成果や教訓を取りまとめ、それを基にガイドライン（案）を作成していただきます。 直営専門家は、C/P とともに各村落のパイロット活動に直接参加し、参加型開発の実践を現場で支援します。
7-1	別紙 6 頁 7.成果品等 (1)報告書等	「現地業務結果報告書」は、派遣毎の提出が求められ、また、“各分野の業務従事者の活動内容を統合し、1 つの報告書として作成・提出することとする”とされている。仮に、2名の団員の派遣時期がまったく重複せず個々に渡航を行うような場合には、各団員が派遣毎に別個の「現地業務結果	現地業務結果報告書は、最終の現地派遣の業務の終了時に、それまでの現地派遣の業務の内容を全て含めた内容で作成し、提出してください。

通番号	当該頁項目	質問	回答
		報告書」を作成・提出することになるか。	
7-2		成果品および報告書等の提出先は JICA 本部地球環境部とし、ホンジュラス事務所への送付は JICA が行うという理解で良いか。	ご理解の通りです。
8	第3 業務実施上の条件 別紙8頁 1.業務工程	成果品の提出期限は、「3月まで」とあるが、より具体的には、履行期限が3月下旬、成果品提出期限は3月中旬という想定で良いか。	成果品提出期限は3月中旬、履行期限は3月下旬となります。
9-1	別紙8頁 3.対象国の便宜供与	直営専門家と同じプロジェクトオフィス(OA機器、ネット環境完備)を執務スペースとして貸与されるという理解で良いか。	ご理解の通りです。
9-2		車両は、直営専門家やC/P側の公用車を原則として共用せず、別途借り上げるという理解で良いか。	車両については、直営専門家またはC/Pが手配します。
10	別紙9頁 6.近隣国への交通費	C/Pがパナマに渡航する際の航空券は、直営プロジェクトもしくは本件業務、どちらの予算で賄われるのか。本件業務とする場合、本見積もりに含めるか、別見積もりとするか。航空券はエコノミークラスの適用でよろしいか。 また、パナマ国内で発生する諸費用(特に旅費・交通費、会議関連費等)につき、決まった見積もり条件があるかご教示いただきたい。	C/Pの航空券については、直営プロジェクト側が負担します。 パナマ国内で発生する交通費等については、同行する直営専門家が支弁します。

以上